昭和 53 年 10 月 14 日　第 3 種郵便物認可　平成 20 年 10 月 15 日発行第 382 号　毎月 1 回 15 日発行

行政とちぎ

大谷の奇岩群（宇都宮市）

2008. 10
No.382

栃木県行政書士会

Index

ｃｏｎｔｅｎｔｓ

目次　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
書士会日誌　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３～５
道路運送者両法施行規則等の一部を改正する省令について　・・・・・・６
宅建業電子申請システム利用促進説明会のご案内　・・・・・・・・・・７
業務開発部が提案します
　成年後見サポートセンター（仮称）への道筋　・・・・・・・・・・・・８
産業廃棄物収集運搬業特別研修会開催のお知らせ　・・・・・・・・・・９
「初心者のための開発行為」研修会開催のお知らせ　・・・・・・・・１０
基礎研修会のお知らせ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
コンピューター利用研修会開催のお知らせ　・・・・・・・・・・・・１１
現在受付中の研修一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
受信ｂｏｘ・こんな文書が届いています　・・・・・・・・・・・・・１１
支局情報　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
支局かわら版　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
おじゃましま～す！　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
交差点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
木もれび　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
会員の動き・編集後記　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７

表紙写真：大谷の奇岩群　宇都宮市観光交流課　提供

日／曜日		内　　容	出　　席　　者	No.
1 日	月	苦情処理	会長　堀越副会長　前澤部長	―
2 日	火	県警との連絡会	会長	―
		県との研修会について	青木副会長　前澤部長	―
		栃木県高齢対策課訪問	廣田部長　奥村副部長　小泉理事	①
		成年後見特別研修会（初級）		②
		行政書士会の今後の対応について	会長 堀越職務代理者 青木副会長 福田副会長 前澤部長　毛塚副部長　松本部長	―
		編集会議	手塚部長　福澤副部長　宮澤理事　田代サーバー管理者	③
3 日	水	建設業研修会	江藤部長　長竹副部長	④
5 日	金	三士会	会長　堀越職務代理者　石塚部長	⑤
8 日	月	正副会長・部長・支部長会		⑥
10 日	水	ＴＩＡ無料相談会	押野会員　尾花会員	⑦
11 日	木	会計精査	松本部長	―
		業務研修部会	福田副会長　江藤部長　長竹副部長　松長理事	⑧
		入管業務情報交換懇談会	市川専門部員　風間専門部員	⑨
12 日	金	総務部会	会長　青木副会長　前澤部長　廣田部長　毛塚副部長 奥村副部長　秋田理事　鈴木康夫理事　山本昭子理事	⑩
16 日	火	宇都宮家庭裁判所訪問	会長　廣田部長　奥村副部長　小泉理事　枝野専門部員	⑪
		成年後見特別研修会（初級）		⑫
17 日	水	三士会ラジオ収録	会長	―
18 日	木	著作権研修会	長竹副部長	⑬
20 日	土	ＡＤＲ研修会の打ち合わせ	奥村副部長　土方専門部員	―
22 日	月	苦情処理	青木副会長　前澤部長	―
25 日	木	業務開発部会	廣田部長　奥村副部長　小泉理事　青柳理事	⑭
		ＡＤＲ研修会	土方専門部員 藍原専門部員 枝野専門部員 藤野専門部員	⑮

①栃木県高齢対策課訪問
２日　10:50～12:00

【内容】
第６回初級研修会の打ち合わせ
認知症等の現状、県内での対応状況について
情報収集

②成年後見特別研修会（初級）
２日　13:30～15:30

【内容】
1. 主　催　業務開発部
2. 講　師　宇都宮家庭裁判所
　　木田主任書記官　井形調査官
3. 内　容
(1) 成年後見等の申立方法、平成１９年の申立内容、年齢、男女差、後見補佐・補助の区別
(2) ＤＶＤによる後見等の実態
成年後見監督人の業務について
4. その他
業務開発部で次の書類作成に関しファイル化し、直接パソコンより入力可能なＣＤを作成
・内容
後見・補佐・補助開始について相談、申立に来られた方等の説明資料（後見開始申立書、申立の実情、申立人照会書、財産目録、収支状況報告書、後見人等候補者照会書、関係者一覧、診断書、鑑定等に関する回答書

③編集会議
２日　13:30～16:30

【内容】
1. 行政とちぎ９月号の校正
2. カレンダーの作成について
3. サーバーについて
4. その他

【決定事項・検討事項】
1 行政とちぎ９月号の校正
3. サーバーについての部の考え
4. 掲示板についての部の考え
　ホームページの利用度の調査について

④建設業研修会
３日　13:30～16:30

【内容】
1. 主　催　業務開発部、宇都宮支部
2. 講　師　栃木県県土整備部監理課
　　建設業担当
3. 内　容
　(1) 建設業法及び建設業の許可申請にあたっての注意点
　(2) 経営事項審査制度の改正点及び入札参加申請の電子化について

⑤三士会
５日　15:30～17:00

【内容】
三士会法の日無料相談会について
1. 経過報告
　(1) 会場
　(2) 広報について
　(3) 経費見積り
　(4) その他
2. 打合せ事項
　(1) ラジオ収録について
　(2) 看板の手配
3. 当面の準備について
4. その他

⑥正副会長・部長・支部会
８日　13:00～16:20

【内容】
1. 行政書士制度広報月間について
2. 各部からの連絡事項
3. 県との研修会について
4. 報酬額統計調査について
5. 各支部からの要望

⑦ＴＩＡ無料相談会
１０日　10:00～13:00

【内容】
1. 入管手続　１件
2. 国籍得喪　１件

⑧業務研修部会
１１日　10:00～11:40

【内容】
1. 一般研修の進捗状況について
2. １～３月の研修予定

⑨入管業務情報交換懇談会
１１日　13:30～15:50

【内容】
1. 主　催　業務研修部
2. 座　長　押野　佑会員
3. 内　容
　(1) 最近の入管事情について
　(2) 実務者でも悩む事案の解決方法について
　(3) 行政書士が入管業務において犯罪に巻き込まれない為の認識について
　(4) 関連する国際業務や他の許認可との関連について
　(5) 申請に関する添付資料の取扱い等について
　(6) その他

⑩総務部会
１２日　13:38～16:30

【内容】
1. 新規登録者について
2. 福利厚生旅行について
3. 県との研修会について
4. メールサーバーについて
5. 報告事項　・三士会無料相談会について
　　・事務局職員の退職について
6. その他　・事務局との話し合い
　　・業務開発部と総務部とのワーキンググループについて

【決定事項・検討事項】
2. 詳細の打ち合わせ
3. 案内文、時間の校正
4. メールサーバーのあり方を検討
6. その他　・事務局との話し合い（10/6）
　　・総務部員を派遣

⑪宇都宮家庭裁判所訪問
１６日　10:30～11:30

【内容】
1. 成年後見に対する今迄の取り組みの報告
2. 今後の考え方の報告
3. 家庭裁判所の方針を聞く

⑫成年後見特別研修会（初級）
１６日　13:30～15:40

【内容】
1. 講　師　堀越　功会員
2. 内　容　(1) 高齢者と税金
　　(2) 収入による税金
　　(3) 財産（不動産）のある人
　　(4) 諸税金について納税

⑬著作権研修会
１８日　10:00～18:00

【内容】
1. 主　催　業務研修部
2. 講　師　江藤正巳会員、小林幸雄会員
3. 内　容
　(1) 著作権法概論
　(2) 著作権登録について
　(3) プログラム登録について
　(4) 効果測定

⑬業務開発部会
２５日　10:30～12:00

【内容】
1. 成年後見
　(1) 総務部会への説明の内容報告
　(2) 宇都宮家裁へのアプローチ結果報告
　(3) 今後の対応とアプローチ
2. 行政書士報酬額に関する統計調査の対応
3. ＡＤＲ
　(1) 東京会の動き
　(2) 大阪会の動き
　(3) 北関東ＡＤＲ協議会

⑭ＡＤＲ研修会
２５日　13:30～16:00

【内容】
1. 主　催　業務開発部
2. 講　師　奥村俊雄会員、土方美代会員
3. 内　容
　グループワーク形式で討論
　(1) 行政書士が行うＡＤＲとは？
　　「要約」自主交渉援助型の調停
　(2) 裁判と調停　各々の長所と短所
　(3) 実際のＡＤＲ機関に寄せられた消費者からの相談に対する相談員の対応
　(4) 愚痴と相談の違いとは？
　　同情と共感の違いとは？

様々な意見が活発に交わされ、紛争を解決する為には、何が一番大切で重要なことなのかを、各グループごとに話し合い、発表してもらいました。

その核にあるのが「対話」であり、それを支える声の大きさ・強さ・イントネーション・相手の本心を聞き出すテクニック・真意を見抜く洞察力等、調停員としてのスキルを身につけるべく、第２回目以降は、相談事例を元にメディエーションを混ぜながら、会員一人ひとりのＡＤＲに対する関心と理解を深めていきたいと思います。　（業務開発部　土方美代）

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令について
～日行連より～

日行連より、下記の情報提供がありました。

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令が公布されました。(平成２０年１１月４日施行)
今回の道路運送車両法施行規則等の改正は、平成１８年５月の道路運送車両法の改正を受けたもので、主に登録識別情報制度に係る識別情報に係る識別情報の通知・提供方法、関係手続様式の追加・新設及び検査標章の様式変更等に関する内容となっています。

１．登録識別情報制度（平成２０年１１月４日から施行）

[1] 制度改正の背景

リース自動車、所有権留保付き自動車など所有者と使用者が異なる自動車は保有車両数の１／３を超えており、これらの所有者であるリース会社や信販会社、自動車販売会社が名称、住所の変更や合併等により変更登録、移転登録する際、使用者は同時に自動車検査証を提出して、その所有者欄の記載事項変更をする必要があった。

[2] 新制度の概要

・新規、変更、移転登録の際、所有者と使用者が異なる自動車であって、所有者が登録識別情報の通知を希望した場合、使用者に交付する自動車検査証の所有者情報を削除
所有者は、次の登録申請の際、通知された登録識別情報を国に提供することが必要
・一時抹消登録証明書の交付がなくなることに伴い、当面の間の措置として一時抹消登録を申請した全ての所有者に登録識別情報等通知書を交付

①制度の対象となる自動車

所有者と使用者が異なる自動車であって、『登録識別情報』の通知を希望する所有者の自動車が対象となります。
（所有者と使用者が同じ自動車や所有者と使用者が異なる場合であっても所有者が『登録識別情報』の通知を希望しない場合は、本制度の対象外のため、自動車検査証の様式に変更はありません。）
なお、一時抹消登録については、全ての所有者に『登録識別情報』を通知します。

②登録識別情報の通知方法

新規登録、変更登録、移転登録に係る『登録識別情報』は、国が運営する『登録識別情報通知提供サービス』にインターネットを利用してアクセスすることにより通知を受けます。
また、一時抹消登録に係る『登録識別情報』は、『登録識別情報等通知書』（書面）により通知します。

③登録識別情報の提供方法

通知を受けた『登録識別情報』は、次の変更登録（所有者の氏名又は名称若しくは住所を変更する場合に限ります。）、移転登録の際、『登録識別情報通知提供サービス』にアクセスすることにより国に提供します。また、ＯＣＲシート（申請書）に記入することにより提供することも可能です。
なお、『登録識別情報』が通知されている自動車については、『登録識別情報』を提供しなければ次の登録はできません、
また、中古新規登録の際には、『登録識別情報等通知書』を国に提出することにより提供します。

④自動車検査証の備考欄の所有者情報について

『登録識別情報』を通知中の自動車が、記載変更を伴わない変更登録、移転登録により所有者の氏名又は名称若しくは住所が変更された場合、その後の継続検査、構造等変更検査、自動車検査証再交付、自動車検査標章再交付、記載変更（使用者の氏名又は名称等）、変更登録（所有者の氏名又は名称若しくは住所以外の変更）、番号変更が申請された際に交付される自動車検査証の備考欄には、最新の所有者情報が表示されます。

⑤制度開始前に登録された自動車の取扱いについて

平成２０年１１月３日までに登録された所有者と使用者が異なる自動車についても、所有者が『登録識別情報』の通知を希望した場合、その後に行われる継続検査、自動車検査証再交付などの際に、所有者欄を削除した自動車検査証が交付されます。

［3］効果

・　所有者の変更、移転登録の際、使用者による自動車検査証記載事項変更が不要
・　登録識別情報の国への提供により、所有者本人の申請であることを確認

２．検査標章の変更（平成２０年１１月４日から施行）

・　従来の検査標章より、表示する文字のサイズを大きくするなど、視認性を向上

３．軽自動車の申請書の様式改正（平成２１年１月１日から施行）

・　従来の申請書（Ａ４タテ版）を全面改正するとともに、Ａ４ヨコ版に変更

○国土交通省ホームページＵＲＬ：
http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha06_hh_000001.html

宅建業電子申請システム利用促進説明会のご案内

～日行連より～

日行連より、下記の案内がありました。申込書は栃木県行政書士会事務局にありますので、事務局より入手のうえ、ご自身で直接お申込みください。

昨年９月より運用を開始している「宅建業電子申請システム」につきましては、宅地建物取引業免許等に係る各種申請・手続について、オフィスや自宅などから２４時間３６５日オンラインによる申請・届出が可能であり、原則として申請者が行政庁に出向く必要がないという利便性が非常に大きいものになっております。

当システムの利用をより促進するための説明会を下記のとおり開催します。

１．開催日時　平成２０年１１月７日（金）１４：００～１６：００（受付開始１３：３０～）

２．会　　場　「ＴＫＰ横浜駅西口ビジネスセンター」地下２階　ホールＡ
住所　〒221-0835　神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町２－２４－１
横浜谷川ビルディングＡＮＮＥＸ　地下２階
交通　ＪＲ東海道線・京浜東北線　横浜駅西口徒歩３分
東京急行東横線　横浜駅徒歩３分、横浜市営地下鉄　横浜駅徒歩３分
電話　０４５－４１２－４３６２（ＴＫＰ横浜事務所）
０３－５６１４－６６８８（本社コールセンター）

３．説明概要　①宅建業電子申請システムの概要について
②業務を行う場所の届出（５０条２項の届出）について
③免許申請事項の変更の届出
④質疑応答

４．申込期限　平成２０年１０月２８日（火）　定員１５３名になり次第締め切り

５．申込方法　栃木県行政書士会　事務局にお問合せください。申込書をお送りします。

６．受講証送付　上記参加申込受付後、１週間以内に受講証を同申込書の送付先に説明会事務局よりＦＡＸしますので、受講証に所属・氏名をご記入のうえ、当日受付にご提示ください。万が一届かない場合は、説明会事務局宛に電話でご確認ください。

業務開発部が提案します 成年後見サポートセンター（仮称）への道筋

栃木県行政書士会の事業としまして、業務開発部を軸に約１０年前から継続しています「成年後見等業務」への参入が 、皆様のご協力によりその目標達成も間近となってきております。

さらに進む高齢化社会において、年々増加する福祉対象者に誠実に対応しつつ地域社会に貢献することにより、行政書士としての信用性を高め、業務拡張を促し、社会的地位の向上を図ることを目的としています。

成年後見等に関しましては、個々の行政書士が単独で活動するよりも、栃木県行政書士会を主体とする組織により、有機的・効率的に活動する事により、後見人等候補者としての対応が可能であることをアピールし、「成年後見サポートセンター（仮称）」の設立を目指しています。

会員皆様のご協力とご尽力を賜りましてこの事業を達成致したく、よろしくお願い申し上げます。

○○法人栃木県成年後見サポートセンター（仮称）イメージ図

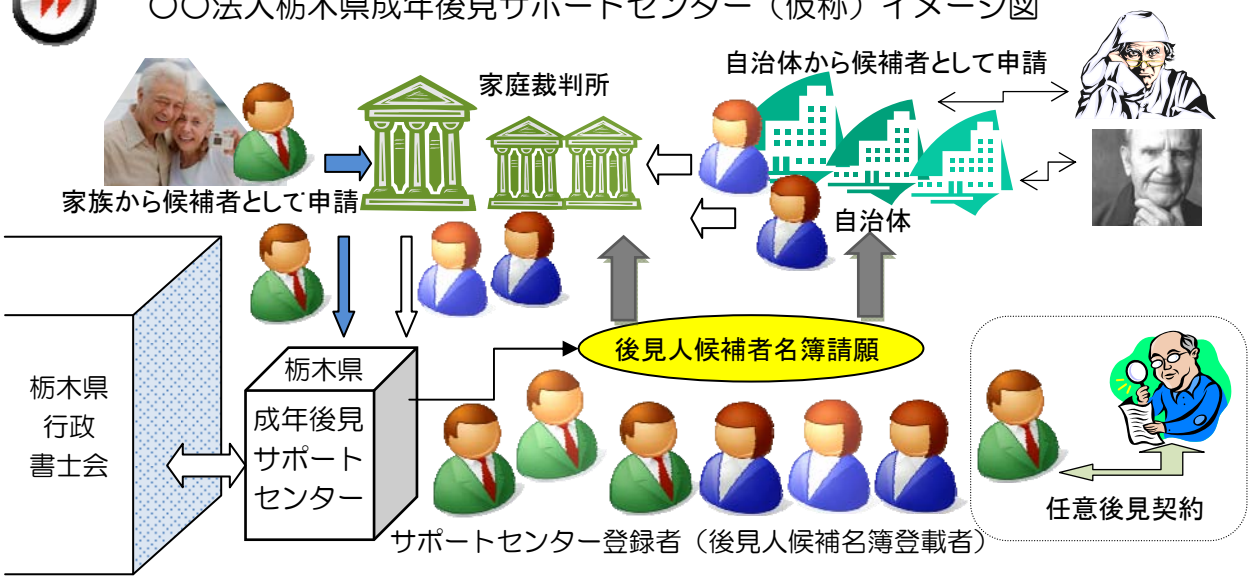

➢ サポートセンター立上げまでに実施すべきこと。検討すべきこと。

1. 後見人候補者の育成（研修会の継続的実施）
2. サポートセンター法人名の選定と規約及び定款の作成
3. 栃木県内自治体の情報収集とアプローチ（広報活動）
4. 栃木県内家庭裁判所の情報収集とアプローチ（広報活動）
5. 栃木県行政書士会の承認
6. ○○法人栃木県行政書士会成年後見サポートセンター（仮称）の設立と事務局の設置
7. サポートセンター登録者の募集と社員総会の開催
8. 栃木県内自治体へ名簿請願
9. 栃木県内家庭裁判所へ名簿請願

成年後見・ＡＤＲ研修会からのお知らせ（併せて９月号もご覧ください）

1. １１月１８日実施予定の「**後見制度の知識確認**」の出題範囲は初級研修会４．５．６回の中でお知らせしますが、既に**５回以上**の初級研修を受講され、昨年の初級８回目研修「知識確認」不参加で、今年の**中級受講**をご希望の方は、事務局までお問い合わせください。
2. 行政書士会会員として**最近登録**された方で、成年後見にご興味のある方は１０月２１日の第５回目からでも受講できますので、事務局までお問い合わせください。
3. ＡＤＲ無料講習会が９月２５日より始まりました、２回目は１１月２７日です。途中でも可。

業務開発部　奥村俊雄（那須支部）

産業廃棄物収集運搬業特別研修会開催のお知らせ

栃木県知事宛・宇都宮市長宛の産業廃棄物収集運搬業許可申請に係る診断書作成特別研修会を下記要領にて開催します。

本特別研修を終了することにより、経理的基礎の審査基準（追加書類）にある、中小企業診断士などに、行政書士も含まれることとなります。

○日　　時　平成２０年１１月２０日（木）９：３０～１７：００
○場　　所　栃木県行政書士会館２Ｆ
○主　　催　業務研修部
○対 象 者　行政書士
○受 講 料　１科目５００円

※前回までに何科目か受講された方はお手元の受講カードをご確認の上、当日必ずお持ちください。
受講カード紛失の場合は、全科目再受講となりますのでご注意ください。
途中からの入退室の場合は、修了証の発行は行いません。

時間割		研修科目	講師
１時限目	９：３０～１１：００	廃棄物の処理及び清掃に関する法律概要	行政書士 田渕　徹
２時限目	１１：１０～１２：４０	産業廃棄物収集運搬業許可申請の実務	行政書士 田渕　徹
３時限目	１３：３０～１５：００	財務諸表に基づく経営分析	行政書士 松岡　英彦
４時限目	１５：１０～１６：４０	産業廃棄物収集運搬業の経営診断書作成の実務	行政書士 松岡　英彦

○申込方法　　下記の申込用紙にご記入の上、事務局宛にＦＡＸ（028-635-1410）してください。
○締め切り　　平成２０年１１月１３日（木）
※４科目を終了した行政書士には、４時限目終了後、栃木県行政書士会より修了書を交付します。
※行政書士が作成する診断書類を提出する場合は､修了書の写しを添付することとなっております。

産業廃棄物収集運搬業特別研修会(11/20)参加申込書

平成２０年　　月　　日

※必要事項に○をお付けください。

	研修科目	過去の受講済科目	11/20 申込
１	廃棄物の処理及び清掃に関する法律概要		
２	産業廃棄物収集運搬業許可申請の実務		
３	財務諸表に基づく経営分析		
４	産業廃棄物収集運搬業の経営診断書作成の実務		
	昼食（実費８００円程度）		

支部名		氏　名	

「初心者のための開発行為」研修会開催のお知らせ

○ 日　　時　平成２０年１２月３日（水）１３：３０～１６：３０
○ 場　　所　栃木県行政書士会館
○ 受 講 料　５００円
○ 主　　催　業務研修部
○ 講　　師　行政書士：石塚悦夫（敬称略）
○ 研修項目と内容

	時　間	研修項目	研修内容
１時限目	13:30 ～14:40	申請実務の基礎	
２時限目	15:00 ～16:30	測量、境界確認などの実務	実際に野外に出て境界確認などの実務におけるポイントについて研修をする予定

○申込方法　下記の申込用紙にご記入の上、事務局にＦＡＸ（028-635-1410）してください。
○締め切り　平成２０年１１月２０日（木）　ただし、定員になり次第締め切ります。
※研修会への参加は、各事務所より**１名**とします。
※天候、その他の事情により研修内容を変更する場合有り

「初心者のための開発行為」研修会（12/3）受講申込書

平成２０年　　月　　日

支　　部＿＿＿＿＿＿＿＿　　氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿

基礎研修会開催のお知らせ

○ 日　　時　平成２０年１１月１３日（木）１３：３０～１６：５０
○ 場　　所　栃木県行政書士会館
○ 受 講 料　５００円
○ 主　　催　業務研修部
○ 講　　師　行政書士：横山　真、岡井　正樹、齋藤　裕（敬称略）
○ 研修項目と内容

	時　　間	研修項目	研修内容
１時限目	13:30 ～14:30	行政書士の取り扱い業務について	・行政書士取り扱い業務について、その概略を解説
２時限目	14:40 ～15:40	諸証明書交付申請及びその見方	・戸籍、住民票、納税証明書、公図の写しの取得方法及びこれらの書面の見方の概略を解説
３時限目	15:50 ～16:50	事務所経営と報酬額の考え方について	

○申込方法　下記の申込用紙にご記入の上、事務局にＦＡＸ（028-635-1410）してください。
○締め切り　平成２０年１１月６日（木）

基礎研修会（11/13）受講申込書

平成２０年　　月　　日

支　　部＿＿＿＿＿＿＿＿　　氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿

コンピューター利用研修会開催のお知らせ

○日　　時　平成２０年１２月１日（月）１３：３０～１６：００
○場　　所　栃木県行政書士会館
○受 講 料　５００円
○主　　催　ＩＣＴ特別委員会
○講　　師　行政書士：山本　護、堀越　功（敬称略）
○研修項目と内容

	時　間	研修項目	研修内容
１時限目	13:30～14:10	法務局登記簿閲覧	インターネットを利用した登記事項の見方
２時限目	14:10～16:00	会計記帳	コンピューターによる帳簿の記帳と 建設業用決算書の作成

○申込方法　下記の申込用紙にご記入の上、事務局にＦＡＸ（028-635-1410）してください。
○締め切り　平成２０年１１月２５日（火）

コンピューター利用研修会（12/1）受講申込書　　平成２０年　　月　　日

支　　部＿＿＿＿＿＿＿＿　　氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿

現在受付中の研修一覧

研　修　名	開催日時	申込〆切日	申込書掲載号
成年後見制度初級特別研修会　第６回	H20.11. 4　13:30～15:30	H20.10.31	行とち９月号
〃　第７回	H20.11.18　13:30～15:30	H20.11.14	〃
ＡＤＲ初級講座　無料講習会　第２回	H20.11.27　13:30～16:00	H20.11.25	行とち７月号
〃　第３回	H21. 2.26　13:30～16:00	H21. 2.24	〃
著作権実務研修会	H20.10.23　13:30～16:40 H20.10.24　10:30～15:50	H20.10.20	行とち９月号
成年後見制度中級研修会　第１回	H20.12. 2　13:30～15:30	H20.11.28	〃
〃　第２回	H20.12.16　13:30～15:30	H20.12.12	〃
〃　第３回	H21. 1.20　13:30～15:30	H21. 1.16	〃
〃　第４回	H21. 2. 3　13:30～15:30	H21. 1.30	〃
〃　第５回	H21. 2.17　13:30～15:30	H21. 2.13	〃
〃　第６回	H21. 3. 3　13:30～15:30	H21. 2.27	〃
基礎研修会	H20.11.13　13:30～16:50	H20.11. 6	行とち 10 月号
産業廃棄物収集運搬業特別研修会	H20.11.20　9:30～17:00	H20.11.13	〃
コンピューター利用研修会	H20.12. 1　13:30～16:00	H20.11.25	〃
初心者のための開発行為研修会	H20.12. 3　13:30～16:30	H20.11.20	〃
相続の手続きについて※	H20.11. 5　13:30～15:30	H20.10.29	事務局に問合せ
入管業務の基礎※	H20.11.26　13:30～15:30	H20.11.20	〃

※宇都宮支部主催の研修会です。他支部の方も受講可能。ご希望の方は事務局までお問い合わせ下さい。

〒受信box

「こんな文書が届いています」のコーナーです。
詳細につきましては、事務局保管の文書または会員ホームページ等でご確認下さい。

文　書　タ　イ　ト　ル	受信日	発信元
■道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令について	08/9/3	日行連
■平成２０年地価調査結果に係る資料の送付について	08/9/22	栃木県総合政策部
■宅建業電子申請システム利用促進説明会の開催案内について	08/9/26	日行連

支 局 情 報

【小　山】

小山・栃木支部合同研修会開催

９月５日（金）午後４時より、湯西川温泉旅館「上屋敷　平の高房」にて、小山・栃木支部湯西川一泊合同研修会が開催されました。

講師は、湯西川温泉流域活性化センター長でもあり、栃木支部の安西裕会員。地域振興に係る現在の取り組みや今後の展望など、具体的な事業内容を踏まえお話しいただきました。

研修後は、「高房亭」にて懇親会を行い、翌日には周辺施設の観光、安西センター長が力を注いでいる地域公共交通活性化・再生総合事業である水陸両用バスの乗車体験等、湯西川の見どころを満喫しました。特に、水陸両用バスは今までに無い体感で、陸から水面に入る時の水しぶきは迫力があり、是非皆様にお勧めしたいと思いました。

（支局長　坂入真紀）

【宇都宮】

土地関連許認可研修会開催

９月１９日（金）行政書士会館において、宇都宮支部の主催による「土地関連許認可について」と題する研修会が開かれ、支部内外から３５名が参加した。

研修は、「土地関連許認可の概要」「優良農地の確保に係る農業振興地域制度の概要について」「農地転用許可について」「開発許可制度の概要について」の４部に分かれ、それぞれ別の講師から講義を受けた。

まず初めに「土地関連許認可の概要」と題して、宇都宮支部・横山真会員が土地関連許認可手続きの周辺に存在する法律について概論を講義した。「優良農地の確保に係る農業振興地域制度の概要について」は、「宇都宮市経済部農業振興課担い手支援グループ」福富亮介氏が農業を取り巻く現代の情勢から説き起こし、農業振興地域制度の仕組みを解説した。「農地転用許可について」は「宇都宮市上業委員会事務局農地調整グループ」総括主査・小井川雅美氏が、農地法における農地の考え方を提示しつつ各許可申請において押さえるべきポイントについて述べた。「開発許可制度の概要について」は、「都市計画課開発指導グループ」総括主査・江原潔氏が、開発制度の趣旨を中心に開発許可制度の概要を講義した。

いずれも、基本となる法律の趣旨・理念を丁寧に解説した講義であり、「土地」関連とは何か？という根源的な問題提起に答えるものであった。土地関連許認可業務未経験者にもよく理解できるすばらしい研修内容であった。

４コマ２時間という、講師にとっては困難至極な時間割ではあったが、いずれも優れた講師陣はテンポ良く歯切れのよい講義を展開し、受講者に時間を全く感じさせなかった。行政との協力関係を築き上げることが私たち行政書士のやるべきことである、と改めて認識した会であった。研修会に参加した他支部会員は「宇都宮支部の研修は非常に充実している。これからも是非参加していきたい」と述べた。

多忙な中、研修会の講師を快くお引き受けいただいた宇都宮市担当課の方々には心よりお礼を申し上げたい。

行政書士が社会に必要とされる存在であり続けること、市民の信頼を得ること、社会に広く認知されること、そのためには何を行っていくべきなのか。研修はその答を出すための一歩である。研修の内容を広げ深めていくことこそ行政書士会の活動であろう。やるべき事は山積している。

（副支部長　深見　史）

【宇都宮】

第３回理事会・幹事会開催

９月２４日（水）第３回理事会を行政書士会館２階会議室にて開催。

経理総務部より「会員の親睦を図るための事業」として平家落人の里・湯西川への一泊旅行を１０月１１・１２日に実施することの報告がされた。

業務指導広報部からは、今後予定されている７回にわたる研修会の予定が次のように発表され、これまで同様、他支部会員の受講を可能とする方針であることが確認された。

①建設業　２０年１０月２日（済）
②相続の手続き　２０年１１月５日（水）
③入管業務の基礎～何を知るべきか
２０年１１月２６日(水)
④土地利用手続き　２０年１２月　(予定)
⑤契約１　２０年１２月　(予定)
⑥契約２　２１年１月　(予定)
⑦入管２　２１年３月　(予定)

※詳細については宇都宮支部ＨＰに掲載していく予定である。

URL: http://www.gt9.or.jp/gyosei/utsunomiya

また、行政書士制度周知に関する事業として「宇都宮城址まつり」（１０月１９日）と「宇都宮商業祭」（１１月２日）において、行政手続の無料相談という形で参加すること、１０月５日ＦＫＤで行われる三士会無料相談会に宇都宮支部より３名が出席すること、その他、宇都宮市国際交流協会での外国人に関する無料相談(毎月第１・３月曜日実施)の今後予定が発表された。

制度推進部からは、行政書士制度広報月間にあたる１０月に向け、関係機関団体に配布するポスター・パンフレット及び窓口に備え付ける行政書士名簿が各理事に割り当てられた。

その他の議案として、行政書士が高齢化社会にむけてどのように取り組んでいくかを勉強し考えていくために「高齢対策研究会」（仮称）の設置を決定し、出席理事全員がそのメンバーとなった。

２０年度下半期も行政書士周知のための事業や多くの研修会そして新たな取り組みがなされる予定であり、これらが大きく一歩を踏み出す活動となるよう期待されるところである。

（支局長　齋藤順子）

【塩　那】

支部研修旅行で富士山五合目

塩那支部は、９月６日から一泊二日で研修旅行を行った。一泊ということで都合のつかない会員が多く総勢１０名と少々寂しい参加人数でした。

５時半、きつれがわ道の駅を出発。東北自動車道、首都高速までは比較的順 調でした。しかし、中央高速に入ってから、歩いたほうが早いぐらいの交通事故の大渋滞に巻き込まれてしまいました。我慢できずにたまりかねたある参加者は、バスから降りてしまうハプニングもありました。スッキリした顔で再びバスに乗り、何事もなかったように予定よりも遅れて最初の目的地の富士山五合目に到着しました。天気は曇りで富士の山容は見えませんでしたが、登山口は、最後の富士登山をする人で込み合い、私たちも六合目まで散策をする人と登山口で買い物などする人それぞれが富士山の感触を楽しみました。

翌日は、山中湖花の都公園を散策、青木が原樹海わきの富岳風穴と白糸の滝を見学して予定の行程をほぼ終えました。帰路は順調すぎるほどで、出発解散の場所きつれがわ道の駅には予定より２時間早く到着しました。小さなハプニングはありましたが、参加者の皆さんおおむね満足してくれた今回の支部研修旅行だったと思います。

（塩那支部　長谷川久夫）

支局かわら版　静寂の中に荘厳な名刹　栃木県重要文化財のある

東高野山　医王寺

鹿沼支部

今回は、鹿沼市の南部にあり、広い境内の参道から裏山にかけて、全山静寂な樹林に覆われている「東高野山　医王寺」をご紹介いたします。

ここは、歴史ある有名な東高野山といえども、俗に里山といわれる、関東平野の最北端に位置し、交通もすこぶる良いところから、お参りする方も多く、ぜひ、一度は行って見るところでしょう。

この寺は、「東高野山弥勒院」と号し、真言宗豊山派「医王寺」といいます。

当山は、金堂・唐門・弘法大師堂・客殿等が立ち並ぶ広大な境内（３万坪）で、全山樹林に覆われている、緑地環境保全指定地域です。

創建の歴史は古く、天平神護元年（７６５年）芳賀郡の僧・勝道上人が日光開山の途中、下野国半田の浄地に堂閣を営んだことに始まると伝えられています。

また、大同４年（８０９年）弘法大師空海上人が東国遊行の際、密教流伝の勝地にと、不動明王や薬師如来などを請来され、「東高野山」の称号を与えたとも伝えられています。

境内は南に開かれ、仁王門・金堂を一直線に配し、金堂の北側の一段高い位置に、唐門があり、唐門と東側にある赤門とは透塀で繋がり、唐門より奥（北側）に講堂・客殿を西・東に配し、講堂と客殿は渡廊下で繋ぎ、客殿東側に庫裏を置き、赤門の東後方には鐘楼が配置されています。

この建物はいずれも南面し、唐門西側の一段下がった位置に、大師堂・地蔵堂を南北に置き、この堂は東面しています。

これらの建物のうち、金堂・大師堂・唐門・講堂・客殿は、栃木県指定有形文化財になっているほか、数多くの仏像等美術工芸品が栃木県より文化財に指定されています。

平成４年には仁王門が再建され、県重要文化財である金剛力士像２躯（鎌倉時代）が安置されています。

詳しい建物の案内については、ぜひ、当山にお出向きになり、案内書もございますので、ご覧いただきたいと思います。

特に、唐門については、日光東照宮の陽明門（ひぐらし御門）の写しとして、有名でありますので、見物すべきでしょう。

（支局長　山ノ井一男）

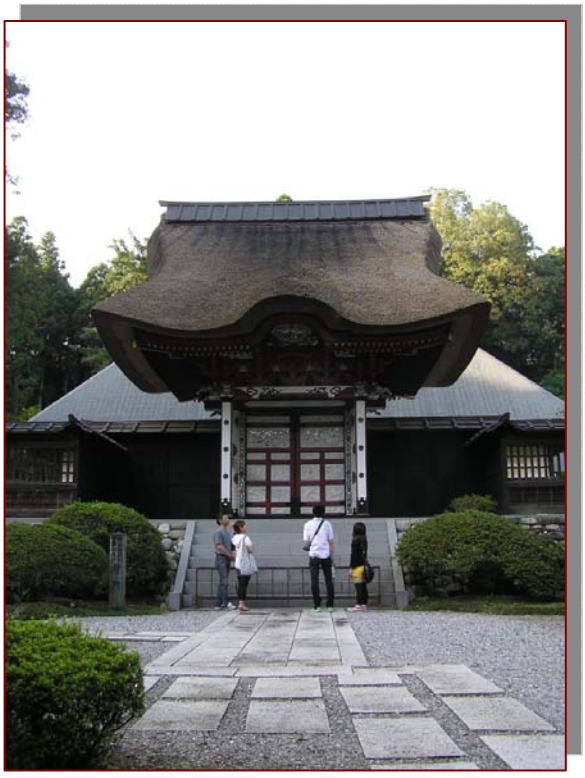

唐門（県指定重要文化財）

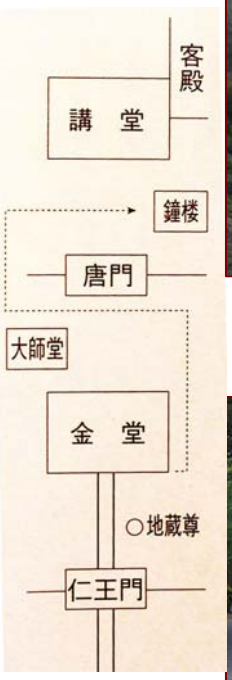

金堂

客殿

おじゃましま～す！

足利支部　外国人相談会にて

氏　　名：福澤　一夫
事　務　所：足利市山川町８０番地１
入会年月日：１９９５年１０月１７日

杵渕　ご協力ありがとうございます。福澤さんは現在広報委員なので、断れないと思ってお願い　　したのですが……（悪意に満ちた笑い）。福澤さんにはニックネームはありますか？

福澤　親しい人たちからは「ふーちゃん」と呼ばれています。また、妻からは時々「カスレオ」君と呼ばれることがあります。

杵渕　アメリカの俳優か何かですか？

福澤　郵便物の宛名が「フクザワ　カスレオ」となっていたことがあって、それから妻がふざけてそう呼ぶことがあるのです。

杵渕　（興味なさそうに）のろけ話？　まず「カスレオ」君が行政書士になったきっかけについて教えてください。

福澤　学生時代から行政書士という名前だけは知っていて、社会人になってから試験にだけは合格していました。その後、転職するときに職探しをしていたのですが、思うような条件の職がなかったので、思い切って開業することにしました。

杵渕　元々足利出身でしたっけ？

福澤　出身は埼玉県です。東京の行政書士事務所での「カバン持ち」がこの業界でのスタートになりますが、そのとき１度登録していたかどうかは忘れてしまいました。栃木県で登録したのが平成７年だったことは間違いありませんが……。

杵渕　栃木県で開業してからは順風満帆で？

福澤　そんなことはありません。いまだに仕事の安定的確保には苦労しています。

杵渕　行政書士になって良かったことって、ありますか？

福澤　業務上とはいえ、いろいろな国の人と出会えることですね。

杵渕　ロマンチックですね―。いままで何カ国ぐらいの人と出会っていますか？

福澤　１５ヵ国位ですね。

杵渕　へぇ―すごいですね（心ここに在らず）。

福澤　業務上相談者の家庭を訪れることも多いのですが、その際にスリランカやバングラデシュやインド等の方たちは、ご婦人が民族衣装で出迎えてくれることがあります。

杵渕　へぇ―すごいですね（心ここに在らず）。

福澤　色鮮やかで綺麗な衣装に心まで奪われてしまいます。

杵渕　私も１度見てみたいですね（興味なさそうに）。最後に、「カスレオ」君が考える理想の行政書士のイメージを教えてください。

福澤　まずあの人に相談しようと思われる「かかりつけ医」的な行政書士、この分野に関しては私に任せなさいと特定分野を確立した「専門医」的な行政書士――。

杵渕　（急に思い出して）ああっ、そうそう。カナイ先輩の〝ボボ・ブラジル号〟が終に修理不能になったという噂がありますが……？　あっ、興味ありませんか？　話の腰を折っちゃいましたか？　私にとっては朗報なので、うれしくて、つい（悪意に満ちた笑い）。ああっ、もうこんな時間ですね。ネコのエサの時間です。早く、帰らなくっちゃ（そそくさと、立ち去る）。

福澤　……（呆然と、見送る）。

（支局長　杵渕　徹）

交差点

車庫証明申請宇都宮センター総会開催

平成２０年度の定期総会が９月５日（金）～６日（土）ホテルエピナール那須で開催された。

新入会員（２名）の紹介後議事に入った。

会員数４５名　本人出席２５名　委任状出席１２名で適正に成立した。

第１号議案、第２号議案平成１９年度事業報告、決算報告が承認され監査報告が行われた。審議中、車庫証明の件数が減少しているため近年の毎月の取扱い件数の提示が求められた。今後も車庫証明件数の大幅な増加が見込めない為決算内容につき質問がなされた。

第３号議案平成２０年度事業計画（案）が承認され、第４号議案　役員改選が行われた。

閉会後、懇親会で盛りあがった。

（宇都宮センター　手塚理恵）

KOMOREBI

木もれび

ためしてナットク？！

ゴルフボールを打つことは、止まっているのに難しい・・・止まっているからこそ難しい・・・とても悩ましいスポーツです。

私事ですが、一年ほど前にゴルフスクールに入会し、一年間毎週レッスンを受けました。最初は空振りばかりで、スポーツ歴ゼロの私には苦労の連続でした。その中でレッスンプロから教えて頂いた、４スタンス理論は実践する価値があると思いました。人にはそれぞれ異なる血液型があるように、身体の動かし方にも異なる４つのタイプがあるという理論です。

まず、日常の動作（立つ、座るなど）やスポーツの動作の中で無意識に手足の指先でバランスをとっているタイプはA型、手の平部分や足の踵でバランスをとっているタイプはB型に分類されます。さらに両手足の内側（Ⅰ型）か外側（Ⅱ型）でバランスをとっているかで分類され、その組み合わせによりＡⅠ型・ＡⅡ型・ＢⅠ型・ＢⅡ型と４つのタイプに分類されます。有名人ではＡⅠ型：イチロー、アダム・スコット、ＡⅡ型：タイガー・ウッズ、宮里藍、ＢⅠ型：長嶋茂雄、セルジオ・ガルシア、ＢⅡ型：松井秀喜、丸山茂樹と言われています。どのグループに属するかは、幾つかのチェック方法で判断することができます。

例えば、起立して片腕を前に出した状態で、パートナーに手首と肘をそれぞれ順に引っ張ってもらいます。手首を引いた時に体勢が崩れてしまうならばＢ型、肘ならばA型となります。また、肩幅くらいで足を開いた状態で起立し、パートナーに膝を内側から押さえてもらい、脚を閉じるように力を入れます。次に外側から押さえてもらい、脚を開くように力を入れます。内側への力が強く感じる場合はⅠ型、外側の場合はⅡ型となります。

A型とB型では運動軸がまったく異なり、アドレスの入り方一つとっても、A型は左足底・左膝・みぞおちを垂直に合わせるように運動軸を作るのに対し、B型は右足底・右股関節・首付け根を垂直に合わせるようにします。

ここにご紹介したものはほんの一例にすぎませんが、自分に合ったスタンスを見つけられれば、新たな発見に結び付くかもしれません。騙されたと思って、一度試してみてはいかがでしょうか？

[参考文献：ゴルフ４スタンス理論　廣戸聡一]

（小山支局長　坂入真紀）

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　（平成 20 年９月 30 日現在）

	支部・氏名	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事　務　所	電　話	備　考
	塩　那 永原正彦	H20.9.15	329-1316	さくら市上阿久津 104-1	028-682-8380	

【退　会】月田良平会員、本田光圀会員のご冥福をお祈りいたします

支　部	氏　名	退会年月日	備　考	支　部	氏　名	退会年月日	備　考
小　山	中田勝人	H20.9.3	廃　業	足　利	月田良平	H20.8.7	死　亡
宇都宮	平野　昭	H20.9.10	廃　業	宇都宮	本田光圀	H20.8.25	死　亡
小　山	大塚正人	H20.9.30	廃　業				

★行政書士制度広報月間の垂れ幕を リニューアルしました★

制度推進部では行政書士制度広報月間の名称が変更になったことに伴い、垂れ幕を作り直しました。

１０月３１日まで、ＪＲ宇都宮駅西口と行政書士会館に掲げてあります。

会費の納入について

１０月は会費の納入月です。
口座引落をご利用の方は、残高不足にご注意下さい。

お知らせ

事務局の加藤さんが９／３０付で退職しました。
いつも明るい加藤さん、お疲れさまでした。

入局して早３年、あっという間でしたが、自分の人生の中で、とても意味のある３年でもありました。

栃木県行政書士会の事を思い浮かべるといくつかのキーワードがいつも頭に出てきます。「真実、法、福祉、愛」です。先生方が一生懸命に目指してこられたのはこの言葉の中に全部含まれているのではないかと自分勝手に思っています。そして、自分自身もこの言葉の意味を理解出来たかは別ですが、学ばせていただいたのではと感じています。

「寄らば大樹の陰」で先生方に見守られながら沢山の事を教えていただき、いつか、先生方に恩返しが出来れば良いなと思っております。

本当にありがとうございました。×１００回でも足りないですね。

事務局）加藤菜摘

編集後記

栃木県行政書士会におけるホームページの掲示板をなくすことを、会の幹部からあった。この件について、広報部会で議論した結果、掲示板は、会員間の情報広場として存続させるべきとなった。

特に私は、掲示板への投稿は匿名でなく、記名方式にすべきである。匿名の投稿については、管理者が削除すべきである。匿名性のデメリットをなくすことある。

（宮澤）

行政とちぎ１０月号 №382

発行人　栃木県行政書士会　会長　浅野吉知
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます。）

総務省・日本行政書士会連合会

宝くじの収益金は、身近な街づくりに役立っています。